

ワクチン・検査パッケージ制度について

ワクチン・検査パッケージ制度とは、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している時期でも、自治体を実施する第三者認証を取得した飲食店を対象として、会食時の人数制限を要しない制度です。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に入り、県知事が必要と判断すれば、5人以上の会食回避をはじめ、非認証店に対する営業時間の短縮、酒類提供の自粛の要請等を行います。さらに、感染拡大が進み、まん延防止等重点措置地域や緊急事態措置区域に指定されれば、認証店を含め営業を制限する内容の要請を行います。【下図の赤枠内】

このとき、認証店であれば、営業時間の短縮や酒類提供の自粛について緩和されますとともに、ワクチン・検査パッケージ制度の登録店では、店舗の利用者のワクチン接種済・検査結果陰性等を確認することにより、会食の人数制限がなくなります【下図の青枠内】。

あなたの飲食店がワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けるには、次の条件を満たす必要があります。

- ・認証店舗であり、ワクチン・検査パッケージ制度の利用を県に登録すること
- ・来店した利用者についてワクチン接種済み又は検査結果が陰性であることを確認すること(※)

※身分証明書(例、運転免許証)等による本人確認を行った上で、書類等により、ワクチン接種済み又は検査結果が陰性であることを確認します。利用者がこれらを確認できる書類等を持参しなかった場合は、この制度の適用を受けられません。

感染の拡大状況		飲食店等の営業制限	
		原則として	時短要請なし 酒類提供制限なし 人数制限なし
感染拡大	下記以外の区域	知事の判断により、以下を基本として要請	
	感染拡大期	認証店	非認証店
		5人以上の会食回避を要請・呼びかけ	
		登録店は、 <u>ワクチン・検査パッケージ(利用者のワクチン接種済・検査結果陰性等を確認すること)により人数上限なし</u> 時短要請なし 酒類・カラオケ提供可 協力金なし	20時までの時短要請 酒類・カラオケ提供可 協力金あり
まん延防止等重点措置地域	① 21時までの時短要請 酒類・カラオケ提供可 協力金あり 又は ② 時短要請なし 酒類・カラオケ提供可 協力金なし	20時までの時短要請 酒類・カラオケ提供自粛要請 協力金あり	
	① 21時までの時短要請 酒類・カラオケ(収容率≤50%)提供可 協力金あり 又は ② 20時までの時短要請 酒類提供自粛要請 協力金あり		
緊急事態措置区域	① 21時までの時短要請 酒類・カラオケ(収容率≤50%)提供可 協力金あり 又は ② 20時までの時短要請 酒類提供自粛要請 協力金あり		

【参考】ワクチン・検査パッケージ制度における接種・検査の証明と店舗での確認

認証店がワクチン・検査パッケージ制度を利用するためには、県に登録の上、来店者のワクチン接種歴又は検査結果を書類等で確認する必要があります。具体的な確認書類等、確認方法は下記のとおりです。

なお、来店者の方々は、県内の薬局、医療機関で検査を受けることができます。また、基礎疾患の有無や年齢により、無料検査の対象となります。

ワクチン接種歴の確認方法

○予防接種済証等により、利用者が2回目接種日から14日以上経過していることを確認します。

- ・予防接種済証等を撮影した画像、写し等も可です。
- ・電子的なワクチン接種証明書(スマートフォンによる表示)も、12月20日以降発行されます。外国政府等の発行した接種証明も有効なものがあります。
- ・上記の確認に用いる予防接種済証等の有効期限は当面定めません。

検査結果の確認方法

○検査機関・医療機関が発行した検査証明書で陰性を確認します。

- ・PCR・抗原定量検査の検査結果有効期限は、検体採取日+3日以内です。
- ・抗原定性検査の検査結果有効期限は、検体採取日+1日以内です。

※検査結果有効期限の例【PCR/抗原定量検査】

検体採取日(12月10日)+3日以内→10日検査結果判明後～13日の飲食時は有効

無料検査の対象者

次のいずれかに該当する者は、令和4年3月まで無料で検査を受けることができます。

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方。
(注：健康上以外の理由による者は無料検査の対象外です。)
- ・12歳未満の子供

※未就学児(概ね6歳未満)を、同居する親等が同伴する場合には、検査は不要です。

ワクチン・検査パッケージ制度の詳細につきましては次の①を、登録に関しては②を、ワクチン・検査パッケージ制度を利用するための検査については③を御参照ください。

①ワクチン・検査パッケージ

内閣官房 HP : <https://corona.go.jp/package/>

②ワクチン・検査パッケージの登録手続

静岡県 HP : <http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/vtp.html>

③ワクチン・検査パッケージの検査が受けられる実施機関の一覧等

静岡県 HP : <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensa>

ワクチン・検査パッケージ制度の登録手続きについての問合せ先は次のとおりです。

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度事務局

電話：0570-020-112(平日8:30~17:15)